

# 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業 子育てひろば私立常設園 新規実施園 募集要項

## 1 事業概要

### (1) 目的

本事業は、就学前児童とその保護者が気軽につどい、同じような不安や悩みを持つ仲間と交流・団らんすることができる場の提供等を促進することにより、保護者の子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的としています。

### (2) 実施内容

- ①施設の地域開放（園庭等の開放）      ②育児相談      ③育児講座・交流保育
- ④子育てに関する情報の提供              ⑤子育てサークル活動等の育成支援
- ⑥その他育児支援に関すること

### (3) 利用対象者

横浜市内の就学前児童とその保護者（在園児とその保護者は含みません。）

## 2 募集概要

### (1) 実施要件

実施種別 実施内容	週3・4日型	週5日型	週6日型
①施設の地域開放	週1日以上	週3日以上	
②育児相談	週3日以上 (1日3時間以上)	週5日以上 (1日5時間以上)	週6日以上 (1日5時間以上)
③育児講座・交流保育	年12回以上		
④情報提供 ⑤子育てサークル支援 ⑥その他育児支援	随時実施		
専任従事者配置基準	1名(※1) (非常勤可、保育士資格不問)	2名 (非常勤可、保育士資格不問)	
補助額（基本額）	2,075,000円	5,149,000円	6,100,000円
研修代替職員配置加算(※2)	1人あたり22,000円	1人あたり22,000円（最大44,000円）	
有資格者加算(※3)	500,000円		
事業実施準備加算(※4)	200,000円		

(※1) 実施園に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。

(※2) 専任従事者を研修に参加させる際に代替の従事者を配置した場合に加算します。

(※3) 専任従事者のうち1名以上が保育士資格を有する場合に加算します。

(※4) 常設園として初めて補助を受ける場合のみ、事業開始初年度（令和7年度）に加算します。

## (2) 募集園数

週3・4日型 : 20園 (おおむね1区1園程度)

週5日型又は週6日型 : 1園

## (3) 対象園

横浜市内に設置されている幼保連携型認定こども園及び私立認可保育所

## (4) 開始予定月

令和7年4月

## (5) 実施場所

選定された幼保連携型認定こども園又は私立認可保育所の園庭・園舎

## (6) 実施内容等に係る基本的事項

私立常設園における実施内容等は、次の各項目のほか、資料1～3に示す要綱・要領等の定めによります。これらを熟読・理解のうえ、申請を行ってください。

### ア 利用料

原則として、利用者から利用料を徴収することはできません。ただし、実施内容によっては実費を徴収することが可能です。

### イ 専任従事者の配置

利用者数に関わらず、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱(以下「実施要項」という。)第8条に規定する人数の専任従事者を配置する必要があります。

なお、専任従事者は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と理解のある者でなければなりません(保育士資格の有無は問いません)。

### ウ 補助対象経費及び補助額

補助対象経費及び補助額は、認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)第4条に規定する経費及び金額とします。

### エ 個人情報の保護

事業を通じて利用者の個人情報を取り扱う場合があります。その際は、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に努めなければなりません。

### 3 実施園の選定

#### (1) 選定の流れ

時期	手続等
受付開始日～7月19日（金）午後5時	質疑の受付
令和6年8月2日（金）	質疑の回答（ウェブサイト掲載）
令和6年8月15日（木）	申請書の受付〆切
令和6年8月～10月	書類選考・実地調査
令和6年12月頃	選定結果通知
令和7年4月1日	事業開始（予定）

#### (2) 申請方法

##### ア 提出書類

- ・子育てひろば私立常設園指定申請書【様式1】
- ・子育てひろば私立常設園収支予算書【様式2】
- ・子育てひろば私立常設園事業計画書【様式3】
- ・園の概要、運営に関する資料  
（事業概要、経営理念、方針や管理体制などがわかる資料、リーフレット等）
- ・施設の平面図
- ・写真（1項目1～3枚程度）  
【撮影箇所例】建物外観、建物入口、ベビーカー置き場、園庭、玄関、トイレ、洗面所  
施設開放・育児相談・育児講座・交流保育等で利用する部屋や玩具  
【ある場合のみ】駐車場・駐輪場、階段・エレベーター（2階以上利用）、キッチン、相談室

##### イ 提出期限

**令和6年8月15日（木）まで**

##### ウ 提出方法

下記 URL から横浜市電子申請・届出システムで提出してください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/69c8c696-85d3-4c42-80e7-8b311ee14846/start>

※アの提出書類のうち、リーフレット等の電子による提出が困難なものがある場合は、当該書類のみ郵送による提出を認めます。ただし、イの提出期限必着とします。

##### エ 提出書類の著作権

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等の関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

#### オ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

#### カ 資料の取扱い

本市が提供する資料について、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

#### キ その他留意事項

- (ア) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (イ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。
  - ・応募資格を有しないもの
  - ・応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - ・応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - ・虚偽の内容が記載されているもの
  - ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。
- (エ) 事業計画書の作成にあたっては、「地域における子育て支援の質の向上に向けた担い手同士の連携の考え方」（資料5）を御一読ください。

### (3) 質疑及び回答

本要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

#### ア 質疑を行うことができる者

2 (3)に該当する者とします。

#### イ 質疑の方法

(1)の質疑の受付期間内に、電子メールで受け付けます。

質疑票（様式4）に質疑の要旨を簡潔にまとめて、下記アドレス宛に提出してください。

なお、来庁及び電話による問合せには一切応じられません。

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

メールアドレス : kd-kosodatehiroba@city.yokohama.jp

#### ウ 回答

質疑の受付期間内に提出された全ての質疑内容とその回答について、(1)の回答日までに本市ウェブサイトにおいて公表します。（質問者の個人情報は公表しません。）

質疑への回答は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

#### (4) 選定方法

実施園の選定にあたっては、選定基準に照らし、書類審査等により評価をします。選定基準を全て満たし、かつ、評点の高い申請者を選定します。

##### ア 選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 保育所等の施設及び機能を広く市民等に開放し、乳幼児やその養育者への子育て支援事業の活動を行うことを通じて、養育者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することができる者であること。
- (イ) 事業の目的を十分に理解し、安全及び安定的並びに効果的に事業を運営することが見込まれる者であること。
- (ウ) 事業運営にあたり、地域において子育てに関する支援活動を行なう者並びに市及び区福祉保健センター等の関係機関との連携・協力が図れる者であること。

##### イ ヒアリング、実地調査

本市職員がヒアリングを行います。また、必要に応じて、実地調査を行います。実地調査を行う場合は、個別に御連絡のうえ、訪問日時を決定します。

- (ア) 訪問日時  
令和6年8月～10月頃を予定、時間は1時間30分程度
- (イ) 訪問人数  
2～3名程度
- (ウ) その他  
施設内を簡単に御案内くださるようお願いいたします。また、施設内外の写真撮影をさせていただきますので御了承ください。（審査以外の目的では使用いたしません。）

##### ウ 評価

- (ア) 選定基準を全て満たしていない場合の措置  
「ア 選定基準」を全て満たしていない申請者については選定しません。
- (イ) 加点項目  
申請された保育園等から概ね1km圏内に、週3日以上開設している親子の居場所（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、認定こども園・保育所子育てひろば、幼稚園等はまっ子広場）がない場合は、市内の配置バランスを考慮して評点を加算します。  
また、区の状況等の地域特性を加味して評点を加算します。

##### エ 選定結果の通知

選定結果（選定又は非選定の結果等）は、申請者全員に文書により通知します。通知の時期は12月中旬頃を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

##### オ 選定結果の公表

選定結果については横浜市ウェブサイト等で公表します。

## 4 補助金の交付

### (1) 交付申請

交付申請は交付要綱に基づき、認定こども園又は保育所が所在する区に提出するものとします。交付申請時期については、別途通知します。

### (2) 補助の取消し

以下に該当した場合、補助金の交付の全部または一部を取り消すことがあります。

- ア 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱及び横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領に定める事業の内容を実施できなかった場合
- イ 保育所としての認可を取り消された場合
- ウ 横浜市補助金の交付に関する規則第 19 条各号に該当するとき。
  - ・偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
  - ・補助金等の他の用途への使用をしたとき。
  - ・補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - ・その他、法令、条例またはこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

## 5 資料

- 【資料 1】横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱
- 【資料 2】横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領
- 【資料 3】横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱
- 【資料 4】育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱
- 【資料 5】地域における子育て支援の質の向上に向けた担い手同士の連携の考え方

## 6 問合せ先

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

子育てひろば担当 神田、役川

住所 : 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話 : 045-671-3564

メールアドレス : kd-kosodatehiroba@city.yokohama.jp

※選定に関する質疑は電話では受け付けていません。3(3)の方法により行ってください。